Ver.3

一般社団法人　全国測量設計業協会連合会

設計 CPD（継続学習制度）のガイドライン

概要、手続き、費用、申請方法

令和 2 年 7 月20日

一般社団法人　全国測量設計業協会連合会

ホームページ　http://www.zensokuren.or.jp

メールアドレス　cpd@zensokuren.or.jp

〒162－0801　東京都新宿区山吹町11－1（測量年金会館8階）

TEL:　03－3235－7271　　FAX　03－3235－5120

目次

１. 設計 CPD 制度の概要
　　１．１　目的
　　１．２　対象者と運営組織
　　１．３　用語
　　１．４　手続き
２. 法人の加入者
　　２．１　法人 ID の申請
　　２．２　当該社員の加入登録
３. 個人の加入者
４. 学習プログラム（講習会などの登録）
　　４．１　学習プログラムの申請
　　４．２　学習分類について
　　４．３　ポイント数について
５. 学習履歴（ポイントの登録）
　　５．１　学習履歴の申請
　　５．２　放送大学
　　５．３　推奨ポイント数
６. 学習履歴証明書
　　６．１　法人 ID の加入者
　　６．２　個人 ID の加入者
７. 費用
８. 個人情報保護
９. 建設系 CPD 協議会
１０. 学習プログラム履修確認
１１. 注意事項

1．設計 CPD の概要

1．1　目的

CPD とは、継続的な能力開発（Continuing Professional Development)のことで、技術者が、社会資本整備に係る品質確保や自然との共生等に貢献すべく、自己研鑽の活動を通じて必要な技術力と資質の向上を図ることを目的としています。一般社団法人全国測量設計業協会連合会（以下全測連）も、この目的で、CPD が必要とされる技術者等を支援するために、サービスを提供することと致しました。

1．2　対象者と関連組織

（1）設計 CPD 加入者と全測連会員のについて

全測連の設計 CPD の技術者継続教育で受講した CPD ポイントを累積し証明するためには、全測連の設計 CPD 加入者になる必要があります。

その設計 CPD に加入している方は「CPD 加入者」と呼びます。CPD 加入者には、法人と個人があります。このガイドラインで「会員」という場合には、全測連の構成員（測量・設計会社等）及びその構成員の社員を意味します。設計 CPD へは、全測連の会員である必要はありません。どなたでも加入して頂けます。

但し、会員には非会員に比べて、優遇された費用が適用されます。

（2）運営組織

設計 CPD は、全測連が運営致します。

1．3　用語　（別紙4）

（1）学習プログラム

学習プログラムとは、講習会、論文など技術力向上のための手段を言います。学習プログラムの講習会は、全測連と会員団体である各都道府県測量設計業協会（以下　県測協）及び地区協議会によって主催又は共催により実施されています。 それ以外で国及び地方公共団体主催の講習会で関連のあるものも認定致します。この場合のプログラム登録料は免除致します。なお、全測連と構成団体以外の者が行うプログラムについても内容に応じて認定致します。対象プログラム形態については4.2 を参考願います。

（2）学習履歴とポイント

学習履歴とは、講習会を受講した加入者の学習記録です。ポイントとは学習履歴を定量的に表す単位で、概ね講習会１時間が１ポイントに相当します。

なお、講習会の時間の合計の端数が45分以上の場合は切り上げとし、未満の場合は切り捨てとします。

(3)主催者

主催者とは学習プログラムを実施する機関のことです。
主催者になるには「主催者申請」が必要です。主催者には、全測連の会員、構成員以外の方でもなれます。国や地方自治体などの行政機関でも同様です。但し事前の申請と全測連の認定を受ける事が前提です。

(4)講習会受講と学習履歴証明書

主催者は、講習会開催時、受講者の出欠をチェックし確実に講習を受けさせるようにして下さい。原則として事前に申請している受講内容のすべてを受講した事が確認できる受講者に対してのみ、受講証明書を発行して下さい。学習履歴証明書は加入者の過去の学習履歴を証する証明書で、システム上より申請をして全測連が発行致します。

(5)ID

ID とは、加入者（法人と個人）と講習会主催者に割り当てられる識別番号です。

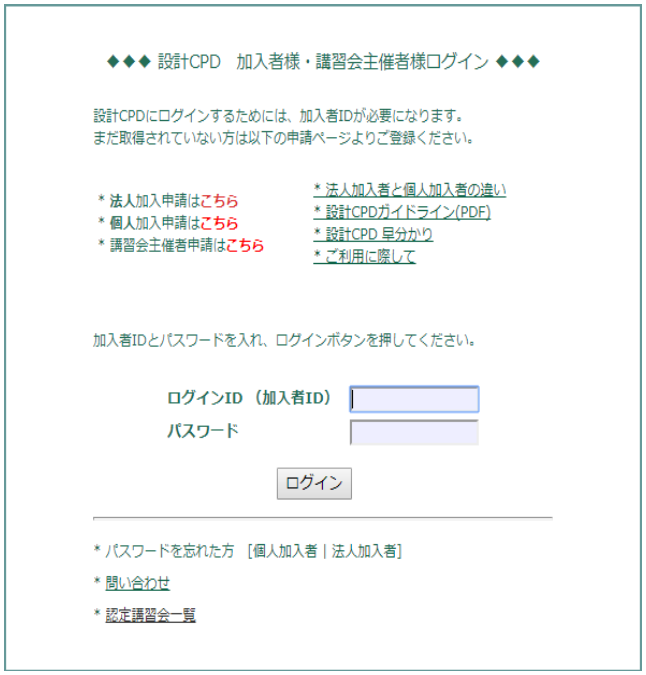

１．４　手続き

（1）加入と申請　、2．法人の申請　3．個人の申請を参照願います。

（2）抹消と失効、虚偽申告の場合の対応

ポイントは、取得後5年間は有効としますが、この期間を超えたポイントは順次自動的に消失します。また、虚偽の申請など不正行為が発覚した場合には、登録の抹消、一時停止などの措置を講じます。

設計 CPD 講習会･受講ポイント申請フロー

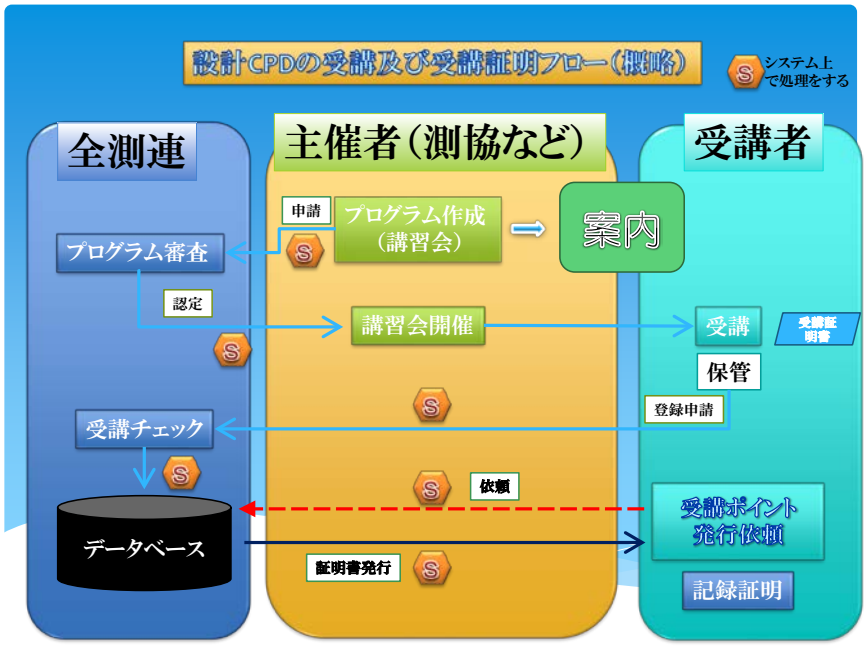

2. 法人の申請

会社等の法人は、法人 ID を取得することにより、当該社員の加入登録が出来、かつ法人全体で取得したポイント合計の証明書の発行を申請することが出来ます。

2. 1　法人 ID の申請

法人が法人 ID を取得するためには、全測連ホームページより、加入申請を致します。全測連は、申請内容を審議し、条件を満たしていると判断した場合には法人 ID とパスワードをメールでお知らせ致します。申請される法人が全測連会員である場合には、年会費で優遇されます。法人はメールの案内を受けた後、年会費を案内に従って支払うと、社員の加入登録と法人全体で取得したポイント合計の証明書の発行を申請することが出来るようになります。

2. 2　当該社員の加入登録

法人は発行された法人 ID とパスワードを使い、全測連ホームページより、設計 CPD システムにログインし、社員の加入登録を行います。登録後、メールで加入登録した社員の年会費の通知がありますので、全測連にお支払い下さい。お支払いが確認されると個々の加入者の ID、パスワードが有効になります。同時に個々に技術者証を発行致します。

２．３　社員の登録と年会費

法人 ID を取得されて、社員の加入登録を行った場合、法人年会費とは別に登録した社員数分の個々の年会費が必要になります。

例えば、社員5名の登録をされた場合には、全測連会員会社所属の場合には、会社年会費、１０，０００円と個人年会費5名分１５，０００円（３，０００円　X ５名）で、計２５，０００円となります。

３．個人の申請

申請者が所属する法人の意向とは別に設計 CPD 単位を取得されたい方がご利用になるものです。

個人が個人 ID を取得するためには、全測連ホームページより、加入申請を致します。個人で加入するための制限は特にありません。全測連は、申請内容を審議し、条件を満たしていると判断した場合には個人 ID とパスワードをメールでお知らせ致します。申請される個人が全測連会員会社社員である場合には、年会費で優遇されます。申請者はメールの案内を受けた後、年会費を案内に従って支払うと、個人 ID とパスワードで設計 CPD システムにログイン出来るようになり、ポイント取得のための講習会受講申請などの機能が使えるようになります。

同時に全測連は技術者証を発行致します。また、取得した学習履歴の証明書の発行を致します。但し、学習履歴を申請するにあたっては、会員申請が認められた時点以降の講習会に限られます。加入以前に受講した講習会は学習履歴対象の講習会としては認められませんのでご注意下さい。

４．学習プログラム（講習会などの登録）

４．１　学習プログラムの申請

学習プログラムは、全測連と構成団体である各都道府県の測量設計業（コンサルタンツ）協会、地方自治体などの行政機関等によって実施され、これらを主催者と称します。学習プログラムは、測量設計業に関する技術力及び資質の向上に資するものに限定致します。主催者は、主催者メニューの「設計 CPD 学習プログラム認定申請」から申請を行います。全測連は内容を審議し、適格と判断した場合には、メールで申請の承認通知を致します。同時に当該プログラムは、全測連及び建設系 CPD 協議会のホームページで公開されます。屋外での実習や現地調査なども学習プログラムも認定の対象となる場合があります。また、構成団体以外の方のプログラム登録も出来ます。

学習分類については、次の 4.2 に示しています。設計 CPD では出来るだけ広く学習分野を認定していますが、著名人の講演会などで学習分類に属さないものについては認められませんので、開催にあたってはご注意ください。

４．２　学習分類について

４．２．１学習分野　　別紙1

４．２．２学習プログラム　別紙2

４．３　ポイント数について

（1）　計算式と受講時間

学習の記録は、1ポイントが学習プログラム（以下　講習会）1時間に相当する「ポイント」で表記します。（学習プログラムポイント数）＝（講習会の受講時間数等）X （時間当たりポイント数等）上式でポイント数を算定するのに、受講時間の計算は1日の講習開始時刻から終了時刻までの時間から昼食時間を除き求めます。その他の時間の挨拶、休憩時間は受講時間数から除きます。質疑応答は含めます。

（2）　時間の端数処理

講習時間などで時間に換算して端数が出る場合は、45分以上は1ポイントとし、45分未満は切り捨てます。（例えば合計時間が 3 時間 45 分の場合は 4 ポイント、3 時間40分の場合は3ポイント）

５．学習履歴（ポイントの登録）の申請

５．１　学習履歴の申請

受講者は受講後主催者より受講証明書を受領し、学習履歴申請をシステムより行って下さい。学習履歴証明を申請出来る講習会は全測連が事前に承認をしている講習会、および建設系CPD協議会の構成団体（以下構成団体等）が事前に承認している講習会（別紙1の学習分野のもの）に限られます。

なお構成団体等の学習履歴を申請する場合には、受講証明書の他に、受講要領、プログラム等の受講内容、時間が分かるものを添付してください。

またポイント数に端数がある場合、45分相当以上の場合は切り上げとし、未満の場合は切り捨てとします。

５．２　放送大学

放送大学の単位を取得者には、1単位当たり10ポイントの学習履歴を付与致します。学習履歴を申請するには、大学が発行する「単位修得証明書」をPDF で送信して下さい。当該科目を認定するにあたり、その可否について事前にご相談ください。関連科目として認められなければ対象となりません。

５．３　推奨ポイント数

	1年間	2年間	5年間
必要な単位	20ポイント	40ポイント	100ポイント
望ましい単位	30ポイント	60ポイント	150ポイント

６. 学習履歴証明書 （ポイントの証明書）

学習履歴証明書は、加入者の過去の学習量を証明するものです。全測連は、発行申請を受理後、全測連会員非会員とも、無料で発行致します。

６．１ 法人 ID の加入者

法人 ID をお持ちの加入者には、対象となる期間を指定して法人全体で取得したポイント合計の証明書を発行いたします。証明書はホームページ上から、加入者のIDとパスワードを入力することによりPDFで取得出来ます。

６．２ 個人 ID の加入者

個人 ID の加入者には、同様に対象となる期間を指定して、取得したポイント証明書を発行いたします。証明書はホームページ上から、加入者のIDとパスワ ードを入力することによりPDFで取得出来ます。

６．3ポイントの有効期間

取得ポイントは、取得後５年間を有効期間とし、その後は順次自動的に消失します。

７. 費用

７．１ 返金と請求書、領収書

一旦お支払いになった料金は、原則返金致しませんのでご了承願います。請求書、領収書については、事務簡素化のため、原則発行致しませんのでご了承願います。

７．２ 料金支払い先

銀行支店名	みずほ銀行江戸川橋支店
口座名	普通 1112254
振り込み名義	一般社団法人 全測連設計CPD事務局

に振り込んでください。入金確認後速やかに技術者証を発行致します。お支払いに必要な手数料は、加入者でご負担下さい。

７．３　手続き料金

別紙　３

８．個人情報保護

設計CPDに関わる個人情報は、適切な方法で管理します。特段の事情がない限り本人の同意を得ずに設計CPDの目的外に使用することはありません。ただし、一部の情報は全測連会員の確認などのため、全測連と構成団体で情報交換をする場合があります。また技術評価などのため、行政機関に情報提供する場合があります。詳しくは全測連ホームページを参照願います。

９．建設系 CPD 協議会

建設分野の学・協会のうちCPD（継続教育）を実施している機関の間で、連絡・調整することを目的とする協議会です。全測連を含め１６団体で構成されています。（平成29 年 8 月現在）　現時点では、構成する団体で認定されたプログラムであっても、他団体でポイントの求め方が異なり、実質的に認定されない場合があります。詳しくは各主催団体にお問い合わせください。

１０．学習プログラムの履修確認

基本的には、プログラム主催団体・講習会主催団体等の証明書が添付されなければポイント付与致しません。また、社内研修に於いては、主催者の（企業）代表者が出席者を事前に把握し、事前申請どおりの学習プログラムで実施されたこと及び出席者がその時間に出席したとの証明書を代表者印が押印している履修証明書を発行することになります。

１１．注意事項

CPDのポイントは、発注者にとって重要な要件となることから、厳格な運用がもとめられています。よって、ポイント申請にあたっては必ず証明できるものの添付を求めます。また、虚偽の申請をした場合には過去にさかのぼってポイントの取り消しを行います。

１２．問い合わせ先

質問等は、以下のメールアドレスをご利用ください。

cpd@zensokuren.or.jp

別紙 1　　4．2．1学習分野

教育分野		内容	分類記号
Ⅰ，共通分野	倫理、経営	倫理、コンプライアンス、入札・契約規定、経営に関する法規･制度の変更等	A
	一般科学	数学、物理、化学、地理学、地質学、統計学、情報科学、気象学、水文学、その他の関連科目	B
Ⅱ，専門技術分野	河川・砂防・海岸	河川、砂防、地滑り、ダム、海岸、港湾、空港等に関する設計	C
	道路	道路、現道拡幅、道路施設等に関する設計	D
	鉄道	鉄道計画、鉄道施設等に関する設計	E
	下水道	下水道計画等に関する設計	F
	造園	公園、緑地、広場、環境緑化、景観等に関する設計	G
	都市・地域計画	都市施設、都市（市街地）開発等に関する設計	H
	土質及び基礎	基礎構造、土構造、地下構造物等に関する設計	I
	鋼構造・コンクリート	橋梁、現橋拡幅、水門設備等に関する設計	J
	トンネル	トンネル、トンネル付帯設備等に関する設計	K
	建設環境	環境アセスメント、環境整備、景観調査等に関する設計	L
	建設電気通信	通信施設、電気施設、制御処理システム等に関する設計	M
	電力	送電線路、電力管理施設等に関する設計	N
	上水道	水道路線、水道管理施設等に関する設計	O
	ガス	ガス路線、ガス管理施設等に関する設計	P
	測量	設計等に関する基準点測量、応用測量、地理情報、基盤地図情報	Q
	交通	交通路線、路線制御システム等に関する設計	R
	農業土木	ほ場整備、潅漑、集落排水、農道整備に関する設計	S
Ⅲ，関連技術分野	情報技術	地理情報システム、基盤地図情報システム 画像処理、CALS/EC、コンピュータグラフィック等	T
	管理技術	プロジェクトマネージメント、品質管理、安全管理、工程管理、労務管理	U
	施工技術	専門技術分野にかかる施工等	V

別紙2　　4．2．2学習プログラム

学習プログラム		ポイント数	形態コード
①講習会	受講者	1ポイント／1時間	101
②技術指導	講習会講師	3ポイント／1時間	102
	講演者	3ポイント／1時間	
	パネラー	3ポイント／1時間	
③技術研究発表	口頭・ポスター発表	2ポイント／件	103
④論文（原著論文）	筆頭著者（査読付）	5ポイント／件	104
	共著者	2ポイント／件	
技術報告・研究速報・解説・論説			
	筆頭著者（査読付）	3ポイント／件	
	共著者	1ポイント／件	
⑤技術図書	単著者	10ポイント／件	105
	共著者	5ポイント／件	
	分担著者	2ポイント／件	
⑥技術に関わる委員会等			106
	委員長	2ポイント／1時間	
	委員・幹事	1ポイント／1時間	
⑦放送大学の関連単位取得者		10ポイント／単位	107

別紙 ３　手続き料金表 （円）

①	年会費						
		個人会員					
			会員企業所属		3,000	年間会費	
			非会員企業		10,000	〃	
		法人会員					
			会員企業		10,000	年間会費	
			非会員企業		50,000	〃	
②	学習プログラム認定料金						
		全測連会員及び構成団体主催			3,000	/件	
		全測連非会員主催			10,000	/件	
		地区協議会			無料		
		国及び地方公共団体			無料		
③	学習履歴の登録				無料		
④	技術者証発行						
		新規発行					
			会員企業所属		2,000	/1名	
			非会員企業		4,000	/1名	
		再発行					
			会員企業所属		2,000	/1名	
			非会員企業		4,000	/1名	
⑤	学習履歴証明書発行				無料		

別紙　4

CPDポイントを貯める
新規
加入申請
P/W,IDの付与
プログラム受講
受講証明書
受領
単位申請
受講証明
書添付
単位付与
記録証明依頼
学習履歴証明書
（ポイント）発行
データベース
講習会開催
新規
システム上
で処理をする
主催者登録
P/W,IDの付与
学習プログラム申請
入金
学習プログラム認定
学習コード
番号付与
受講チェック
講習会開催
受講証明書
発行